

基本目標達成のための施策

第3編

誰もがいきいきと支え合い、元気に安心して暮らせるまち

【第1章】一人ひとりが尊重され、安心して暮らせる環境づくり

【第2章】誰もが生涯にわたって元気に暮らすための健康づくりと疾病予防の促進

【第3章】高齢になっても、いきいきと安心して暮らせる環境づくり

【第4章】障害があっても、社会のあらゆる場面で自分らしく暮らせる環境づくり

第1章 一人ひとりが尊重され、安心して暮らせる環境づくり

【基本方針】

市民や地域の多様化・複雑化したニーズに対応し一人ひとりが安心して地域で暮らし続けるために、「地域共生社会」の実現を目指します。

そのため、市民や地域の多様な主体が地域の中でお互いに見守り支え合う地域づくりとあわせ、身近な相談支援の場を確保し包括的な支援体制を整備します。

【現況と課題】

- 本市においては、高齢、障害、生活困窮など、単独の支援機関では十分に対応できない複合的な課題の解決を図るため、多機関連携等による重層的な支援体制の構築を進めています。一方で、人口減少や少子高齢化により、地域コミュニティや福祉サービスの担い手不足がこれまでに以上に深刻化するなど、地域社会の持続可能性が課題になっています。今後も、市民や行政をはじめ、地域コミュニティ組織、団体、事業所等の地域の多様な主体が、制度や分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えてつながることで、住民一人ひとりが尊重され地域とともに創っていく「地域共生社会」を実現していく必要があります。
- 本市では、市民や事業者と協働し、認知症を地域の中で支え見守るための体制づくりなどに取り組み、「高齢者に優しい福祉のまち」として国内外から注目を集めています。これまでの取組を活かしながら、高齢者だけでなく、障害のある人や子育て世帯、生活困窮者など誰もが住みなれた地域でお互いが支え合い、助け合いながら、自立して暮らし続けることができるよう取り組む必要があります。また、幅広い社会参加や就労に向けた支援により、社会的孤立を防ぐ必要があります。
- 8050問題(※1)やヤングケアラー(※2)など、分野の壁を越えて対応が必要とされる複雑かつ複合的な課題を抱える住民からの相談が増加しています。だれもが安心して暮らすことができるためには、こうした地域課題、生活課題を住民が主体となり自ら解決していく力を育むとともに、支援者が伴走しながら包括的に支援をしていく相談体制の充実を図り、周知啓発にも注力していくことが必要です。

【施策推進の視点】

(視点1) 地域の中でつながり・支え合う仕組みづくり

地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる仕組みづくりや、地域課題を包括的に受け止めることのできる仕組みづくりを支援します。また、行政や市民、事業所等が一体となって、地域の多様な主体が参加できる「場」や「機会」をつくり、参加者の相互理解を促進することで、地域のつながりの再構築を図ります。

(視点2) 誰もが安心して相談できる体制の構築

身近な相談支援の場を確保し、相談内容を問わない相談支援の場の周知啓発のほか、多様化・複雑化している地域住民の生活課題の解決に向け、関係機関との連携や他分野との協働など解決機能を高めていきます。

(視点3) 生活困窮者の自立支援と生活保護等の制度の周知

生活困窮者の自立を図るため、社会福祉協議会などの専門機関と連携して、生活再建に向けた自立相談や家計相談等の伴走型支援を行います。また、生活困窮者が必要な支援を受けることができるよう、生活福祉資金貸付や生活保護などの制度周知に努めます。

(視点4) 幅広い参加・就労に向けた支援

誰もが持てる力を生かし、社会的に孤立することがないように、幅広い社会参加の機会の創出や働きたいと思った人が一人でも多く就労できるよう支援を行っていきます。

※1 80歳代の親が引きこもり等を理由に50歳代の子どもの生活を支えている状態。

※2 家族にケアを要する人がいることで、家事や家族の世話をを行う子どものこと。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、自身の育ちや教育に影響を及ぼすことがある。

第2章 誰もが生涯にわたって元気に暮らすための健康づくりと疾病予防の促進

【基本方針】

誰もが生涯にわたって健康で元気に暮らせるまちを目指します。

そのため、市民一人ひとりの健康づくり活動の促進と環境づくりに取り組み、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ります。

【現況と課題】

- 我が国の平均寿命は世界でも高い水準にありますが、平均寿命と健康寿命の間には男性で約9年、女性で約12年の差があると報告されています。個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会的負担の軽減が期待されることから、多くの人の健康意識の向上や健康寿命のさらなる延伸を進める必要があります。また、近年では地域や社会経済状況の違いにより、集団における健康行動や健康状態に差(健康格差)が生じていることが明らかになっています。
- 新型コロナウイルス感染症は世界的な広がりを見せ、国内及び市内でも多くの感染者が発生しました。疾病や感染症による健康リスクを減らすためには、適度な運動と食事を心がけるなど、平時からの健康づくりが重要になります。
- 現在の健康状態は、これまでの生活習慣や食生活の積み重ね、社会環境などが大きく影響しています。そのため、胎児期から高齢期までの疾病リスク等を長期的に捉えた上で、各ライフステージ特有の健康課題に応じた働きかけを行うことが必要です。
- 本市はがんで亡くなっている人が最も多く、心疾患などの要因となる高血圧症の患者も多くなっています。また、一人あたり医療費が国・県を上回る状況が続いており、重症化により重篤な合併症を引き起こす糖尿病の患者や骨折患者が多いことも特徴の1つです。
- 保健センター「らふる」を中心に、ウォーキングの推奨、民間企業等との連携による意識啓発、各種健(検)診等による生活習慣病予防等に取り組んでいます。一方でがん検診を含む各種健(検)診の受診率は全国平均より低くなっており、受診率の向上に向けた取組が必要です。
- 予防接種は病気を防ぐ強力な予防方法の1つです。あわせて、防接種の効果や接種後の副反応の情報だけでなく、その病気にかかった時の重症度や合併症のリスク、周りにいる大切な人に与える影響についても情報提供していくことが重要になります。
- バランスの取れた食生活の実践や食育の推進に関するボランティア活動への参加など、食育を実践している人の割合は低い状況にあります。胎児期から高齢期に至るまで実践を重視した切れ目のない食育の推進をする必要があります。
- 病院や診療所などの医療機関が互いに連携することで、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築することが求められています。本市は、地域の中核病院である大牟田市立病院を中心として、地域医療水準のさらなる向上を進めるとともに、医師会をはじめ地域の医療機関と連携しながら地域医療体制の構築を進めています。一方で、医師の高齢化、小児科医や産科医などの専門医不足により、急を要するときに必要な診療体制が維持できなくなることが懸念されます。
- 国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けるための医療保険制度であり、将来にわたり安定した運営を行っていく必要があります。しかしながら、高齢化や医療の高度化などにより、医療費は増加傾向となっています。このため、健康増進や医療費の適正化の取組を進めています。

【施策推進の視点】

(視点1)健康になる意識づくりと環境づくり

食生活、運動、歯・口腔などの健康課題に応じた啓発活動の推進や、地域の実態に応じた健康の保持増進及び疾病予防のための積極的な地域保健活動を通じて、市民の健康づくりを推進します。また、誰もが健康につながる行動を取りやすい環境づくりを進めるため、民間企業や関係団体等との連携、情報共有に取り組めます。

(視点2)疾病の予防

がん検診や国民健康保険の特定健康診査などの各種健(検)診の受診の促進や、感染症の発生予防、まん延防止のための予防接種を実施するとともに、幼少期からの疾病に対する正しい知識の普及啓発、青壮年期には働く場と連携した生活習慣の改善、高齢期にはフレイル予防の推進など、胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を踏まえた健康づくりを推進します。あわせて、健診や介護、医療等のデータを分析することにより、地域や集団の実態に応じた健康づくりの働きかけや、生活習慣病等の発症リスクが高い人への個別指導を強化します。

(視点3)食育の推進

各世代・健康課題別に沿った食に関する知識の習得・実践を推進するとともに、食育ボランティアをはじめとする地域資源を活用した食文化の継承を進めます。さらに多様なライフスタイルに適應できるように関係団体と連携し、適切な食を自ら選択できる食環境づくりを行います。

(視点4)地域保健医療の推進

医師会をはじめ地域の医療機関と連携を図りながら、市民の健康を守る地域医療体制の構築を図ります。あわせて、適正受診やかかりつけ医等の普及啓発を進めます。

(視点5)国民健康保険の安定運営

安心して必要な医療を受けることができるよう特定健康診査などの保健事業やレセプト点検など、医療費適正化に向けた取組の充実強化に努め、将来にわたり持続可能で安定した運営を行います。

第3章 高齢になっても、いきいきと安心して暮らせる環境づくり

【基本方針】

すべての高齢者が健康的で、住み慣れた地域で安心してつながりを持って暮らすことができるまちを目指します。

そのため、住まいを中心として、生活支援、予防、医療、介護のサービスが状態に応じて提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

【現況と課題】

- 本市では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、住まいを中心とし、医療、介護、介護予防、生活支援のサービスがその人の状態に合わせて一体的かつ体系的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、その基盤となる住まいやその周辺環境が高齢期の安心した生活に配慮されている必要があります。一方で、高齢者とその家族が抱える問題は複雑化しており、地域包括支援センター等の単独機関だけでは解決が困難なケースが増えています。そのため、関係機関・地域が連携し、役割分担しながら地域の居場所づくりや見守り体制の構築、認知症の人とその家族への支援の充実など、地域の課題解決に地域住民と一緒に取り組むことが必要とされています。
- 高齢者が自分らしい生活を継続するためには、隣近所の声がけによる安否確認や家事支援、買い物・通院の移動支援などの生活支援サービスが必要です。本市においては、介護保険等による公的なサービスだけではなく、地域住民同士の助け合いをはじめ、社会福祉法人やNPO、ボランティア等の多様なサービス提供主体による生活支援サービスが提供されていますが、今後もさらなるサービスの拡充に向けた支援に継続して取り組む必要があります。
- 本市では、今後の後期高齢者の増加に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護認定者も増加が見込まれます。医療と介護の両方を必要とする人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携による支援体制の構築を図り、専門職や医療機関、介護事業所、関係団体とそれぞれの役割に応じた、連携を推進する必要があります。
- 後期高齢者医療は、福岡県後期高齢者医療広域連合が主体となって運営を行っており、市においては、各種届け出の受付業務と保険料の徴収業務を担っています。引き続き、丁寧でわかりやすい説明を行い、制度の正しい理解促進に努めていく必要があります。
- 高齢者がいつまでも生きがいを持っていきいきと活躍するとともに、できるだけフレイルや要支援・要介護状態に至らず健康に暮らし続けるためには、高齢者自身が健康づくりなどの意識を高め、地域や社会との関わりを持ち続けるつながりづくりが必要です。

【施策推進の視点】

(視点1)いきいきと暮らすための生活環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域や関係機関が連携して、基盤となる生活環境づくりや地域とのつながりづくりを推進します。

(視点2)安心して暮らすための医療・介護の提供

医療、介護、保健、福祉が連携した総合的な高齢者施策を展開するとともに、市民への周知を行い、その人の状態に合わせて一体的かつ体系的に必要な支援が提供される体制の構築を図ります。また、後期高齢者医療においては、福岡県後期高齢者医療広域連合と連携し、安心して必要な医療を受けることができるように、制度の正しい理解促進に努めます。

(視点3)フレイル・介護予防の推進

仕事、家庭、学び、趣味などあらゆる面において、健康で生きがいのある生活を送ることができるような仕組みづくりや地域とのつながりづくりを進めるとともに、できる限りフレイルや要支援・要介護状態にならない、又は、重度化しないためのフレイル・介護予防の取組を推進します。

第4章 障害があっても、社会のあらゆる場面で自分らしく暮らせる環境づくり

【基本方針】

市民の障害に対する理解が進み、障害のある人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるとともに、社会のあらゆる場面に参加できるまちを目指します。

そのため、障害についての理解促進や障害福祉サービス等の充実に努めるとともに、障害のある人の社会的障壁をなくすために必要とされる合理的な配慮を行います。

【現況と課題】

- 障害者権利条約の趣旨を踏まえ、社会的障壁を除去し、地域において、誰もが多様なきっかけやつながりで参加することができる環境を整備することが必要です。また、障害を理由とする差別の解消や社会的な障壁の除去に向けた合理的な配慮の提供を推進していく必要があります。そのため、本市では、行政や障害福祉関係者のネットワークにより、障害への理解促進に向けた普及啓発を進めるとともに、市民や事業者へ差別の解消や合理的配慮について、周知啓発を行っています。
- 障害のある人が希望する日常生活や社会生活を営むためには、意思決定を支援し、必要とする障害福祉サービス等を受けながら、自ら居住場所の選択ができるような環境づくりが必要です。こうした環境づくりを進めていくうえで、施設入所者や退院可能な精神障害者が地域生活へと移行するための相談支援機能の強化やグループホームなどの生活の場の確保等が課題となっています。また、障害のある人が地域で自立した生活を送るためには所得の確保が重要であり、本人の意向や適性に合った就労支援が一層求められるようになってきています。
- 本市においては、障害者総合支援法及び障害者差別解消法に基づき、障害のある人やその家族、障害者福祉関係者、行政等で構成される障害者自立支援・差別解消支援協議会を設立しました。この協議会では、関係機関によるネットワークを構築しながら、対応困難事例や就労支援等の地域課題の抽出とその解決に向け、取組を進めています。
- 障害のある人をはじめ、全ての人の社会参加を支援するため、意思疎通支援、情報の提供、行政情報へのアクセス、バリアフリーなまちづくりなど、さらなるアクセシビリティの向上を目指すことが必要です。また、余暇活動や社会活動をしていない障害のある人も多く見受けられることから、障害のある人へのスポーツ・レクリエーション教室等を開催しています。今後も、文化芸術やスポーツなどの活動を活性化することが必要です。

【施策推進の視点】

(視点1) 障害への理解促進

障害のある人への差別の解消及び合理的配慮を進めるために、市民や事業者への障害に関する広報啓発を行い、障害への理解を促進します。

(視点2) 安心して地域で生活するための支援

障害のある人が安心して地域で生活できるよう、相談支援機能の強化や生活支援サービスの充実、地域生活への移行支援など、利用者の立場や視点に立ったサービス提供体制の充実に努めるとともに、地域住民をはじめ、保健、医療、福祉の関係機関や団体等との連携強化を図ります。

(視点3) 経済的自立のための支援

地域で自立した生活を送るため、障害者優先調達や雇用を促進するための啓発活動の推進など、国・県及び関係団体と連携し、雇用と就労を充実することにより、経済的自立の支援に取り組みます。

(視点4) 社会参加の支援と活動機会の創出

情報のバリアフリー化の推進や手話通訳、要約筆記等の情報・意思疎通の支援など、一人ひとりの障害特性に配慮した情報提供やコミュニケーション支援の充実に努めます。また、障害のある人が様々なスポーツや文化芸術活動に参加できるよう活動機会の拡大を図ります。